



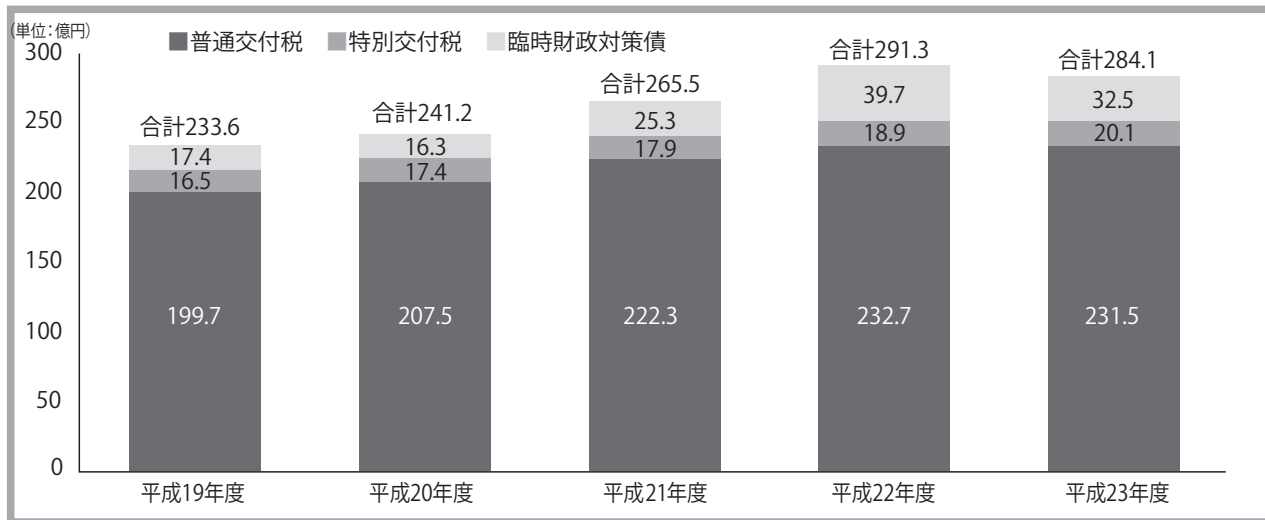
◎「地方交付税」って何ですか？

国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源として、国から地方に交付されるものです。本来は地方の税収とするべきものですが、全国の地方自治体には裕福なところもあれば、そうでないところもあります。そこで、日本のどこにいても一定の行政サービスが受けられるよう、国が地方に代わって徴収し、再配分を行うのが「地方交付税」なのです。なお、地方交付税のうち、94%は「普通交付税」として、残り6%は「特別交付税」として交付されます。また、普通交付税の一部が「臨時財政対策債」という地方債(借入金)に振り替えられており、後年度の返済に合わせて交付税が措置されます。

◎「普通交付税」と特別交付税はどう違うのですか？

「普通交付税」は、地方自治体ごとに一定の基準に基づいて算定される需要額(支出額)と収入額を比較し、収入額の方が少ない場合に、その不足分が交付されるものです。いわば、通常の行政サービスを行うために交付されるものといえます。これに対し「特別交付税」は、災害等の特別な支出がある場合に交付されるものです。

釧路市における地方交付税等の決算額推移(5か年)



今回は、「地方交付税」について取り上げます。「地方交付税」は、釧路市の一般会計の歳入のうち、約27%を占める重要な財源です。



問合せ先 市役所財政課 (☎31-4512)